

令和 2 年 第 1 回

# 伊根町議会定例会会議録

令和 2 年 3 月 18 日（第 3 号）

伊 根 町 議 会

# 令和2年第1回（定例会）

## 伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和2年 3月18日 水曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和2年 3月18日 9時27分			議長	上辻 亨	
	閉会	令和2年 3月18日 13時07分			議長	上辻 亨	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	松山 義宗	○	6	大谷 功	○	
	2	佐戸 仁志	○	7	和田 義清	○	
	3	長谷川 貴之	○	8	濱野 茂樹	○	
	4	中嶋 章	○	9	上辻 亨	○	
	5	山根 朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	住民生活課長	石野 靖	○	
	副町長	上山 富夫	○	保健福祉課長	須川 清広	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	石井 明博	○	
	企画観光課長	千賀 和孝	○	会計管理者	増井 和彦	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	千賀 さゆり	○	
会 議 録 署名議員	1番	松山 義宗		6番	大谷 功		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和2年 第1回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第3号)

令和2年3月18日(水)  
午前 9時27分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| ○ 町としての感染予防を               | 佐戸 仁志 |
| ○ 新型コロナウイルス感染症対策について       | 大谷 功  |
| ○ 教育のICT化による健康面への影響と対策について | 山根 朝子 |
| ○ 耕作地保全と獣害対策について           | 中嶋 章  |
| ○ 消防団と防災体制について             | 和田 義清 |
| ○ 空き施設の利活用について             | 松山 義宗 |

日程第 3 議案第24号 第6次伊根町総合計画について

日程第 4 議案第25号 教育委員会教育長の任命について

日程第 5 議案第 1号 令和2年度伊根町一般会計予算

日程第 6 議案第 2号 令和2年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 7 議案第 3号 令和2年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 8 議案第 4号 令和2年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 5号 令和2年度伊根町財産区特別会計予算

日程第10 議案第 6号 令和2年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第11 議案第 7号 令和2年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第12 議案第 8号 令和2年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第13 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見

## 書の提出について

日程第 1 4 議員派遣

日程第 1 5 閉会中の継続審査（調査）申出書

## 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 町としての感染予防を 佐戸 仁志
- 新型コロナウイルス感染症対策について 大谷 功
- 教育のICT化による健康面への影響と対策について 山根 朝子
- 耕作地保全と獣害対策について 中嶋 章
- 消防団と防災体制について 和田 義清
- 空き施設の利活用について 松山 義宗

日程第 3 議案第 24号 第6次伊根町総合計画について

日程第 4 議案第 25号 教育委員会教育長の任命について

日程第 5 議案第 1号 令和2年度伊根町一般会計予算

日程第 6 議案第 2号 令和2年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 7 議案第 3号 令和2年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 8 議案第 4号 令和2年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 5号 令和2年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 10 議案第 6号 令和2年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 11 議案第 7号 令和2年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 12 議案第 8号 令和2年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 13 意見書案第 1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出について

日程第 14 議員派遣

日程第15 閉会中の継続審査（調査）申出書

## 会 議 の 経 過

令和2年3月18日(水)  
午 前 9時27分 開議

### ◎ 開会・開議の宣言

- 議長(上辻 亨君) 皆さん、おはようございます。  
若干時間が早いようですが、会議を始めたいと思います。  
本日の議事日程は、一般質問からであります。皆さんの一般質問が一つでも町政の発展につながりますよう期待しております。  
ただいまの出席議員は全員です。  
これより直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(上辻 亨君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において  
1番、松 山 議員  
6番、大 谷 議員を指名します。  
以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

### ◎ 日程第2 一般質問

- 議長(上辻 亨君) 日程第2、これから一般質問を行います。  
最初に、町としての感染予防をを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。2番、佐戸議員。
- 2番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。  
まず初めに、新型コロナウイルス肺炎感染者の治療を行っておられる全国の医療従事者の方々、各保健所の方々、厚生労働省の方々、各自治体の方々に敬意を表したいと思います。  
それでは通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。  
本年1月中旬より中国武漢で感染が始まった新型コロナウイルス肺炎は、一瞬で日本全国、世界中に広まり福知山市民病院の介護士も感染し、遠い国の話から我々もいつ感染してもおかしくない身近なこととなってしまいました。  
内閣総理大臣安倍首相は、3月2日より小学校、中学校、高等学校、特別養護学校などの休校、またはイベントの中止等を要望され、経済活動は停滞し、日本中大混乱となっております。早期に、一日も早く感染を終息させるには必要なことであると私は理解しております。  
伊根町も近年多くの中国人観光客が訪れ、春節前の日本の観光地で訪れたい場所ベスト30に宮津市天橋立が5位、伊根町の舟屋群が17位にランクインしているとお聞きし、もしやと思いました。春節から一月以上が経過し肺炎患者が出たという町内の情報もないことから、PCR検査をせずとも伊根町には感染者はないと思っております。  
もし感染者が出れば、今まで積み上げてきた観光地としての伊根町のイメージは崩れ去り、感染者のない今でも観光客は減っていると聞いております。伊根町の主力産業である漁業でも、収穫したものが価格が上がらず影響が出ていると聞き、医療体制の脆弱な伊根町で感染者が出ることは致命的であり、徹底した感染予防が必要であると思っております。  
握手、ハグをしない、1m以内で話をしない、マスクの装着、手洗い、アルコールによる消毒をすることが感染を防ぐ最低限の予防であると言われております。  
感染が始まり大騒ぎになり1か月以上がたち、いまだにマスク不足が発生しています。町内のある方から、息子の奥さんが妊娠中で新型コロナウイルスだけでなくインフルエンザ等に感染することが怖い、マスクがなく困っているとお聞きしました。私は職業上、ほこり予防のために使い捨て

マスクを会社で備蓄しており、町内2人の方に1か月分のマスクを差し上げました。町内には買物に行けない高齢者も多く、今回すばらしい案で休校となった小学校、中学校にも町が備蓄しているマスクをせめて希望者だけでも配布するべきだと思っております。この非常事態時に配布しないのは何のための備蓄かと言いたく思います。

先日も一般質問まで待たず、町長、町幹部の方々にも申し上げましたが、庁舎内で働く町職員にも配布し、来庁者を接客する窓口業務職員には配布、着用を勧めるべきだと思っております。この狭い換気の悪い伊根町庁舎内で感染者が出れば全員濃厚接触者となり、伊根町の業務が2週間停止ということになるでしょう。

伊根町として、職員、小学生、中学生、妊婦さん、高齢者に重篤な患者を出さない政策をされることを希望します。

また、今回備蓄されているマスクが医療用が340枚、使い捨てマスク大人用が3,000枚、子供用が2,000枚あるとお聞きしました。町民に対し1枚から2枚では備蓄としてあまりにも少ない、今年度購入というのは無理だと思いますが、使い捨てマスク、消毒用アルコールも安価で年数も長く備蓄でき、今後、毎年起こるインフルエンザ流行時には希望者に配布するのもよいことだと思います。今後のことを考え、町民全員に十分配布できる数を備蓄していただきたいと思っております。町長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） おはようございます。

それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをする前に、このような騒ぎの中ではございますが、伊根町におきましては小学校、中学校、開いております。子供たちも元気に学校に通ってきてくれております。子供たちの学校へ登校する姿をおばあちゃん、おじいちゃんたちが見ておられまして、やあやあ子供たちも頑張っているんだから我々も風邪引かんように気張ろうなんてことを言われとるといようなことでございます。なかなか、ほほ笑ましいところでございます。卒業式もやらせていただきました。成人式もやらせていただきました。皆様方にはいつもでしたらご案内申し上げるところでございましたが、大変寂しく残念ではありましたが、その辺のところをご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

佐戸議員さんのご質問にお答えをする前に、ちょっと若干気になったんですけども、伊根町の医療体制は甚だしく脆弱であるという言葉が聞こえたんですけども、そんなことはないと思えますよ、しっかりとした、第一次診療は、診療所は2つあります。そして、後は与謝の病院としっかりと連携をしておりますので、伊根町の医療体制は脆弱ということではないと思えます。

また、マスクと感染予防には、いろいろ説はございますけれども、予防には効果があるでしょう。しかしながら、重篤なことになる、ならないとは、これはまた関係のない話であろうかと思えます。

それでは、ご質問にお答えをしたいと思えます。

新型コロナウイルスとはご存知のとおり中国の武漢市で発生したと言われ、今では中国はもとより世界各地に感染が広がっております。世界保健機関では11日、世界的な大流行を意味するパンデミックと呼べる状態だと、そう述べております。世界各地では非常事態宣言や移動制限など感染拡大に躍起になっております。日本においても感染の拡大は続いており、感染が確認された方の行動を追跡し感染者の発見に努め、拡大防止を図っているところでございます。

新型ウイルス感染症対策専門家会議においては、これまでに明らかになったデータから集団感染が確認された場に共通するのは、1つに換気の悪い密閉空間である、2つに多くの人が密集していた、3つ目に近距離での会話や発声が行われたという、その3つの条件が同時に重なった場としております。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられ、国民の皆様は、これらの3つの条件ができるだけ同時にそろう場所や場面を予測し、避ける行動を取ってほしいとのことでございます。

ただし、こうした行動によってどの程度の感染拡大、そのリスクが減少するかについては、今のところ十分な科学的根拠はありませんが、明確な基準に関する科学的根拠が得られる前であっても、事前の警戒として対策を取ってほしいと言っております。



議員ご質問の伊根町で備蓄しているマスク、アルコール等を妊婦、高齢者の希望者に配布し、感染者を抑える政策をしてはどうかというご質問でございます。

これにつきましては、伊根町で備蓄しているマスク、アルコール等は、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医療の提供の業務、または国民生活及び地域経済の安定に関わる医療従事者、感染症対応職員等の感染を防ぎ、社会機能を停止させないようにすることを目的として備蓄しているものでございます。議員が言われる、町民の皆さんにお配りするために備蓄しているということではないということでありませぬ。

感染症予防対策で重要なことは、行政だけでなく、社会全体、町民一人一人による感染予防対策が今、求められていることだと思っております。

社会全体で取り組む感染対策としては、さきに述べた国の専門家会議が提唱していることを実施するとともに、町民一人一人による感染予防対策として、手洗い、不要不急の外出の自粛、せきエチケットの励行、規則正しい生活に努めていただくなどの適切な行動が求められていることと、日頃から個人備蓄を行っていただくことが重要になってきます。あくまでも町の備蓄は社会機能を停止させないことが目的でありますし、まだ町内での感染例がない中、現段階での配布は考えておりませぬ。

次に、今回は備蓄が少ないというご意見をいただいております。マスクや消毒薬に加えて、防護ガウン・キャップなどの備蓄は台風、水害等の災害対策においては一定確保できておりましたが、今回の新型コロナウイルス等の感染症の観点からは、ご指摘のとおり十分な備蓄量がある状況ではございません。今回の対応を踏まえて、使い捨てマスク、アルコール等の備蓄物品の内容、数量について再度検討を行い、感染予防に十分対応できるような体制を整えていくことといたしたく思っております。

町としても新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、対応していきますが、全国でも未経験の対応であり、町民の皆様のご理解ご協力をいただき、共に乗り越えていきたいと考えております。

議員さん、妊婦さんに一月分マスクを提供されたという、大変ありがたく思っております。うちにも、ちょうど妊婦がおりまして、娘でございますけれども、また90のおばあちゃんもおりまして、皆で話すんです、マスク要るか。私は、要らないと言うんですよ、おばあちゃんも、要らないと。要するに子供さん、妊婦さん、そして高齢者は活動範囲が限られているんです。特別せんとそうそう行かない。この伊根の町内から何もなしにコロナウイルスが発生することは、ほとんど考えにくいわけでありませぬ。あんたが大丈夫かと言うんですよ、私に向かって。要するに、子供さんや妊婦さん、高齢者は活動範囲が限られている。そうじゃなくて、不特定の場所に行った者が帰って来ると、あんたが気を付けてと私が言われちゃいまして。ああ、もったもな事だなど、そういうふう思ったところでございませぬ。

一つに、お願いとしてあるのは、いわゆる和歌山県、仁坂知事さんです。済生会有田病院、クラスター状況にあります。対応に追われた後、終息したわけでありませぬけれども、その教訓として申されておりました。感染者の周囲を早期に徹底的に調査すること、そう言われたわけです。今、現状、伊根町としては感染者は出ておりませぬ。そうでありますので、先ほどの高齢者、妊婦さんの話、子供さんの話じゃないですけれども、もしものときのために我々みんなが、普段の生活はいいですよ、そうじゃなくて特段変わった行動、活動の場所があるのであれば、そういうときはその行動履歴というものを管理しておいていただきたいな、それぞれに管理しておいてほしいなどそのように思うところでございませぬ。

また、マスクが足りておりませぬという話で、伊根診療所の所長さんのご意見を頂戴しました。健康な方でしたら、サージカル、医療マスクでなくとも布マスクでも大丈夫ですよと、そのようにご意見を頂戴しております。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして佐戸議員の一般質問を終わります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてを通告議題として、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、引き続いて新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新年早々、中国湖北省武漢市で発生し、爆発的な拡大を続けている新型コロナウイルスによる肺炎の影響が今、世界を震撼させています。経済では、コロナショックと言われる株安の連鎖、アメリカの中央銀行に当たるFRBの事実上のゼロ金利政策、また、日本もこれに追随する金融緩和策を強化する様相となり、影響はリーマンショック並みかそれ以上とも言われ始めました。

ご存知のとおり影響が医療、福祉、子供、学校、地域経済など、生活の様々な分野に広がっています。3月は別れの季節、卒業式、歓送迎会、多くのさようならをウイルスが奪っています。経験のない災いが当たり前の日常を一変をさせました。通常なら景色も心もフルカラーである春の季節、モノクロームの世界に一変をさせました。3月3日以降、全国多くの学校が休校になっていますが、そもそもこの措置が適切なのかどうかの根本問題の検証も必要かと思っております。

伊根町においては、右に倣えをせずに独自の対応で休校しない対応を取ったことは、連日報道されております保護者の休暇の問題、児童生徒の生活、過ごし方の問題、卒業式の準備の問題、在校生と卒業生、同級生同士、教師との人間関係などを考えたとき、適切な判断であったと私は思っています。

さて、報道では、伊根町観光協会の調査によりますと、飲食業や宿泊業など町全体で延べ約5,000人のキャンセルが出た、2月中旬から影響が出始め、外国人観光客の宿泊がほぼ全て取り消され、日本人観光客のツアーも中止が増えているということであります。観光客などの減少などで、伊根町への影響について把握している範囲でお聞かせ願いたいと思います。

次に、京都府下では福知山で感染者が発生し、伊根町でもいつ発生してもおかしくない状況になっています。新型コロナウイルス感染症について、現在、幅広い範囲での感染症発生対策マニュアルが伊根町にもあるのかどうか伺います。ない場合、伊根町において発生した場合、または発生の可能性が高い場合の対策マニュアル、行動マニュアルについて整備をし、誰がどう行動するか、感染者の病院は、救急患者はどこかの病院へ行くのか、老人のデイサービスは、保育所などは、詳細にシミュレーションしておくことが大切かと思います。迅速、的確な対応ができるよう、整備しておく必要があると思います。

また、各地でイベントなどの中止、延期がなされておりますが、伊根町の基本的考えについてお聞かせをください。

最後に、京都府内におけるコロナウイルスにより影響を受けている中小企業業者に、新型コロナウイルス対応緊急資金が緊急に創設をされましたが、今度まだまだ長引くことが予想されることや影響の大きさなどを考えた場合、この制度に加えて伊根町による利子補給制度の検討が必要ではないかと思います。

また、綾部在住で福知山市民病院で働く方の感染が明らかになったことが元で町民の不安も拡大をするし、強めなければならない対策もあるかと思います。他方、正しく恐れることも大事で、過剰な反応がかえって不安をあおる危険もあります。そういう難しい判断を迫られる中で、当町でのそのほかの支援対策等を検討しておられれば、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

1つ目、観光客の減少などによる伊根町への影響額はというご質問でございますが、キャンセルによる損失額については観光協会を通じて行っており、3月10日現在で宿泊施設の予約キャンセル、伊根湾巡りなどツアーのキャンセルなどで総額、伊根町では1,600万円程度の損失を報告を受けております。

議員、5,000人という、それは今日の報道だったんですかね。ちょっと、私ども3月10日の報告で1,600万円程度と報告を受けておりますけれども、議員が言われるような5,000人となりましたら、もう済みます。最低でも5,000万円以上の損失があるかと思えます。まあ、今のところは3月10日現在では1,600万円程度の損失と報告を受けております。

また、こういうものに伴って、やはり本当に農業、漁業、その産物、価格の低迷が始まっているということも聞いております。しかしながら、その辺のことについては、まだ予測がつかないところでございます。3月、4月、5月の予約の不調など、議員が申されたとおりであります、加味すると影響額はもっともっと大きなものになると思われ、今後、長期化するとさらに増加するものと思われま。

2つ目、3つ目の質問については関連がありますので、まずは3つ目の感染症発生対策マニュアルについてお答えをいたします。

今回の新型コロナウイルスにかかわらず、新型インフルエンザ等が発生すると、ほとんどの人が新型に対する免疫を持っていないことから世界的な大流行となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすおそれがございます。

伊根町では、国と府の連携の下、新型インフルエンザ等の影響を最小限にとどめるため、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、平成26年12月に「伊根町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しております。これについては、平成26年12月議会の全員協議会でご説明申し上げております。

次に、発生した場合の患者対応や感染拡大対策は整っているかのご質問でございますが、これも行動計画に記載しております。この計画については、先ほど申し上げましたように平成26年12月議会全員協議会で説明させていただきましたが、説明以後、丸6年が経過しておりますので計画の内容も交えながら説明させていただきます。

計画では、新型インフルエンザ等が発生した場合、国の政府行動計画に基づき作成した基本的対処方針を踏まえ、段階ごとに必要な対策を実施することとしております。

段階としましては、未発生期、海外発生期、国内発生期、国内感染期、小康期と分け、それぞれに実施体制や情報提供・共有、蔓延防止、予防接種、町民生活及び地域経済の安定確保、調査監視・情報収集、医療の項目について、行政や医療機関、学校、その他関係機関の具体的な行動など詳細に定めております。

現時点は、国内発生期としての行動となります。まず、実施体制としては対策本部を1月31日に設置しております。情報提供・共有では、相談窓口の強化、町民への情報提供に努めることとなっており、国や府の相談窓口の紹介や情報共有、情報提供を行っております。蔓延防止では、感染対策として、せきエチケットや手洗い、うがい、人混みを避ける等を強く勧奨しているところでございます。

この計画では、対策に当たる職員にワクチンを接種することとなっておりますが、あいにく現段階で新型コロナウイルスに対してのワクチン等は開発されていないことから、対応はできておりません。

さらに、町民生活及び地域経済の安定確保の点においては必要な支援や準備をすることと、調査監視・情報収集については、新型インフルエンザ等患者の全数把握と学校等での集団発生状況を調査することと定められており、必要な調査や情報収集は行っておりますが、本町は具体的な対応を行うという時点には至っていないものと判断しております。

以上のとおり、計画に沿った対応を必要に応じて行っており、感染拡大対策は整っているものと考えております。

学校休校の要請に対しましては、周知させていただいておりますとおり、丹後管内での感染がない状況から、今日まで十分な健康管理の下、通常どおり学校運営を行っております。

また、イベント等の開催の判断は、伊根町主催のイベントについては参加者が特定される事業、例えば、すこやか運動教室、すこやかサークルなど、そういったものは体温測定等の健康観察、感染予防を徹底した上で実施をしております。成人式や卒業式等の行事は、規模の縮小や時間の短縮等により実施をしております。参加者が特定されない事業につきましては、中止することとしております。そのようなイベントは3月中、今ないんですけれども、そうですから対応はないんですけれども、一つが3月30日に京都産業大学の学生が二十数名、当町を訪れる予定となっております。私も対応させていただく予定としておりましたが、これにつきましては協議をして、お断りをさせていただいたところでございます。

4つ目、京都府による緊急融資制度が創設されたが、この制度に加えて伊根町による利子補給制度の検討が必要でないかとのことでございます。質問をいただきましてから、少し時間が経過をしております。この間に、国が影響を受けた中小企業に対する無利子、無担保の融資制度の創設を打ち出されております。議員のご質問は、これが対応してくれるのではないかと考えております。

実際、外国人の観光客は減少しております。宿泊施設でも多くの予約のキャンセルが発生しております。しかし、外人さんがキャンセルされたところに日本人が入るといこともございます。日本人の観光客が逆に増えているように思っております。土日は多くの個人旅行者と思われる方も目にしております。

町内、また近隣市町で発生事例がない状況下では、やみくもに怖がるのではなく、しっかり情報を収集し、もしもを想定した対策を立て、議員がおっしゃるとおり正しく怖がるという対応に心がけたく思っております。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 丁寧な説明ありがとうございます。

この問題は今後、長期化することが大変強く懸念をされています。現場の実情や困っていることを的確に迅速に、行政に反映させていくことが大変重要なことと思っております。情報や要望、意見を交流して、結集して最善の対策を引き続き検討いただきますことをお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして大谷議員の一般質問を終わります。

次に、教育のICT化による健康面への影響と対策についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

政府は4月から小学校での新学習指導要領全面実施に伴い、言語能力と同時に情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、GIGAスクール構想を打ち出しています。

これは2023年度までに全ての国公立の小中、特別支援学校の校内LANの整備と児童生徒1人に1台のパソコン端末の整備を一体的に進めるもので、既に19年度の補正予算で2,318億円が計上されています。国全体では19年のコンピューター1台当たりの児童生徒数は5.4人、普通教室の無線LAN整備率は41%という状況です。

伊根町においても、2020年度予算では学校ICT環境整備事業として410万2,000円が計上され、電子黒板の導入と校務支援システムの導入が計画されています。

ICTの活用はより効果的な学習や遠隔地、病児・特別支援教育などの学習環境整備などメリットもあると思いますが、授業のIT化の中で児童生徒の視力の低下をはじめ健康面での問題が懸念されます。

昨年12月29日の東京新聞には次のような記事が載っていました。スマホやタブレット端末の普及を背景に裸眼視力が1.0未満の子供の割合が、小中高を通して国内で過去最多を更新した。これを受けて文科省は、2020年春から眼科医と連携して小中学生を対象に近視などの目の状態を機械で測定する調査を開始する。これまでのC型マークの切れ目を答える従来の方式では視力障害の原因が正確には分からず、機械測定なら近視の原因となる目の表面から網膜までの伸びや屈折度数、乱視が分かるという記事でした。

文科省は平成24年に学びのイノベーション事業実証校をはじめICTの活用に先進的な取組をしている187校、1,080名の教員を対象にアンケート調査を行っています。

それによると、ICT機器使用による健康面への影響として、ドライアイ、視力低下、姿勢の悪化、電磁波による身体影響等を挙げる教員が多く、ICT活用校と対象校との差が大きかったのは「目の疲れ」という結果でした。特に中学校では有意の差が見られたということです。電子黒板などの画面が見えにくかったと回答した児童生徒が「目の疲れ」の変化を感じた割合が多く、小学校では13.9%、中学校では17.6%に上ったと報告しています。

また、アンケートでは対策として考えられるものを聞いています。回答としては、1日の利用時間の制限、休憩時間の確保、ディスプレイや電子黒板の明るさ、コントラストを定期的に点検する、

直射日光や蛍光灯の反射を避けるため電子黒板の設置位置を調整する、教室の環境整備としては適切な照度の確保、利用当日の天候などに応じて電灯の点灯、カーテンの開閉の調整、廊下側が暗い場合は廊下の蛍光灯を増やす、ディスプレイにフィルターをつけるなど、きめ細やかな対策が求められると回答しています。これを受けて、文科省では留意事項の考え方や具体的な改善方法、Q&A、専門家のコメント、チェックリストなどを掲載したICTを活用するためのガイドブックを作成しています。

伊根町においても、小中学校においてもこのガイドブックを基にITの活用を行っていくものと考えますが、具体的にどのような教育学習環境の整備を行っていくのか、また、視力の低下やドライアイ、姿勢の悪化なども懸念されますが、健康面への取組をどのように進めていくのか伺いたいと思います。

文科省の言う、眼科医と連携した機械での視力検査なども実施する計画でしょうか。

また、屋外で体を動かしたり、目の周りの筋肉をほぐす運動なども視力低下には有効のようですが、学習環境の整備とともに身体面への働きかけで、具体的に検討しているものがあれば伺いたいと思います。

また、2020年度は校務支援システムの導入で教職員の負担軽減が図られるということですが、資料を作る初期の段階では相当な負担があるのではないかと推測します。

また、児童生徒の状況に合わせて調整や改善を重ねなければならないものではないかと思えます。そうであれば、授業を進める教員についてもIT機器の使用の増加による健康被害については心配するところです。教職員の健康を守るための手だても考えられているのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上辻 亨君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 山根議員のご質問にお答えします。

令和2年4月から全面実施される新学習指導要領において、情報活用能力がこれまでの言語能力だとか、問題発見・解決能力など同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられました。

また、昨年12月に閣議決定された国の補正予算において、児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク等の校内の整備について一体的に経費が盛り込まれたところであり、

GIGAスクール構想実現に向けた文部科学大臣のメッセージは、1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校の「スタンダード」、基本的なところだろうと言われております。これまでの我が国の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとうまく調和させながら教育を取り組んでいくということが今後求められ、さらにそのことによって学力や教育が数段向上していくんだらうと想定されます。

伊根町教育委員会としましても、国の補正予算を活用し、町内小中学校のICT環境の整備を進めていきたいと考えております。現在、小中学校、約100名、1人1台となると約100台の予定をしております。そして、それが一斉に通信をして交流をしていくとなると大きな容量が要るのかなというように想定しております。それも含めて今、検討しながら進めております。

議員ご指摘のIT機器の活用に伴う健康面への影響についてですが、現時点では小中学校において特別な対策や配慮を行っていることはありません。なぜかと言うと、現在は1人1台ではありませんので、この昭和60年あたりから指定校でやっていく中で、順繰りに1時間に15分程度1人が活用するというような内容でありました。ところが、今後1人1台になって端末になると、特にタブレット等になると、個人持ちに切り替える必要があるかなというように想定しております。そういうあたりで管理だとか、それから充電だとか、そういったことに今後配慮が要るなどというようには思っております。

今後1人1台の端末の整備を進めるに当たっては議員様のご指摘のとおり、端末の画面を長時間見続けるなど、IT機器の過度な使用による健康面への影響が心配されると思います。でも、今のところは心配いたしていません。

ただ、視力の低下につきましては、この10年で随分、裸眼というんですか、4月に、そして10月に、そして1月に、それぞれ学期ごとに視力検査を行っておるわけですけども、随分近視の子供さんが増えておったりしております。それが全てこのICTだとか、ということになるのか

というのはちょっと分からないところですが、一応、今、教育の中で考えられているのは、やはり子供の数が減った、そして戸外の活動が減った、そういったあたりでやはり室内での状況があるのかなというのを想定される所であります。

児童生徒向けではありませんが、厚生労働省からも「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」が令和元年7月に策定され、情報機器作業をする労働者に対し事業者が講ずべき措置がまとめられています。このガイドラインでは、「連続作業が1時間を超えない、作業途中1、2回の小休止、次の連続作業までに10～15分の作業休止」などが示されていることから、児童生徒においてもIT機器を活用についても上限を設けるなど、連続した作業にならないよう配慮が必要ではないかと考えています。

「連続した作業とならない工夫」につきましては、ノート使用、あるいは本を読むだとかそういった別の活動との併用が考えられます。「明るさの調整」「適切な姿勢の指導」「目の疲れや症状の確認」「小まめな視力検査」「厚生労働省のガイドラインの活用」など、ICT環境の整備などと並行し、教職員への健康面の配慮も含めて、児童生徒の健康管理についても必要と考えられる全ての措置を検討し実施していきたいと考えております。

さらに、今、教職員の長時間業務が問題視されております。ICT環境の整備によって業務の時間短縮の実現可能であると考えられており、健康管理が十分にできる体制づくりに注力したく考えていることを述べて、答弁いたします。

○議長（上辻 亨君） 5番、山根朝子議員。

○5番（山根朝子君） 今のところ、子供たちの健康面においては対策はあまり考えておられないという認識でよろしいのでしょうか。教育長がおっしゃったように、視力の低下があることはもう認識されていると思いますので、さらに、やはりこれからICT機器を使うことによって低下というのは多分起こってくると思うので、そこは早急に予防の意味からもというか、対策をしっかりと検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、今の時代、私が受けてきた小中学校での学習環境と本当に今は違うなというのは、ひしひしと感じているところです。時代に合わせてICT化していくということは必要なことだとは思いますが、やはりまだ私としては様々な不安がそこにはあります。

電磁波については、ちょっと今、言いませんでしたけれども、無線LANを整備することによって、すごい電磁波の影響というのは大きくなると思います。それに対して、すごい過敏な子供がいるということも、やはりちょっとは頭に置いていただきたいというふうには思っています。電磁波についてはすごく気にしている保護者の方もいらっしゃると思いますので、測定も定期的に行って、その公表もしていただきたいと思ったり、それから保護者の方、児童生徒の方と情報を共有して意見交換をしっかりと行いながら、新しい教育環境の整備を行ってほしいと思います。よろしくをお願いします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして山根議員の一般質問を終わります。

次に、耕作地保全と獣害対策についてを通告議題とし、中嶋議員の発言を許します。4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 先が見えない、敵に戦っているような今この時代に、少しでも町民、我々住んでいる者が平和な一日に戻るように願うばかりでございます。

通告に従って質問させていただきます。

全国の農村山間地では高齢化が進み農作地の荒廃が増加しております。

伊根町でも、高齢になり体力的にきつくなり、また、その土地の所有者がお亡くなりになり配偶者では耕作は困難になり農作をやめられる方がございます。

また、猿、イノシシ等の獣害によって耕作意欲の低下など様々な原因で耕作されなくなった農地が散見されるように最近感じます。高齢化が進むにつれ今後、耕作放棄地の増加が懸念されます。

美しい田園風景や四季折々の花畑、また季節の野菜畑の風景は、その村で暮らす人々の生活の豊かさを知るバロメーターでもあると思います。高齢者には、自然の恵みを受けて収穫する作物は作る楽しみでもあり、また生きがいでもあり健康にもつながると思います。その収穫された一部、

野菜たちなどが身近な場所で皆さんに喜んでもらって販売できれば、またさらなる喜びにもつながるかと思います。四季折々の美しい自然の景色は、都会から訪れる者には喧騒から離れた癒やしの里でもあり、また憧れの場所でもあります。

獣害から農地を守るため、これまでから有害鳥獣対策が町でも講じられ、昨年からは調査員による猿の位置情報をメールで配信されております。個々ではなかなか困難である猿の追い払いですけれども、集落単位で起こせば効果があるのではないかと考えておられます。

その今、現状の効果とまた、それをメール配信で受け取る方の数の現状はどのようなことになっておるのでしょうか。また、これからどのような、その猿の位置情報を活用して展開されるのか、ご意見をお聞きしたいと思います。

都会では1頭の猿の出没でも大騒ぎになりますが、毎年子猿が生まれ、私は増加しているように感じます。昔からおられる方に聞きますと、伊根町には猿なんかほとんどいなかったよと、そんな農作物の被害もあまりなかったよというような声も、こちらから私のほうにも聞く機会もございません。事実、天橋立方面からやってきても伊根町に来るまでほとんど猿の姿を見ることはありません。

大胆な対策ですけれども、猿を全頭捕獲して山奥で大規模飼育檻を設置するなどの踏み込んだ獣害対策はいかがでしょうか。今後の耕作地保全対策と併せて町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、中嶋議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、住民の皆さんにお聞きになったんですか、猿は昔おったんか、おらんか。おったんですよ、ずっと昔から、伊根町にも。蒲入なんかはそのメッカだったんですけどもね。全体的に広がるようになったのは最近ここ何十年かだということでございましょう。それに、天橋立のほうから来るんに伊根に来る間に見ない、そんなことないですね。宮津市にも与謝野町にも京丹後にも、どこにもここにも猿もイノシシもいっぱいいます。うちよりたくさんおりますよ。そういう状況でございいます。

耕作地保全と獣害対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

野生鳥獣被害対策につきましては、3つの基本対策をバランスよく行っていくことが必要とされております。1つは防除対策であります。森にすむ野生動物が人間の生活圏内に入ってこないように電気柵や金網柵により未然に防ぐこと。2つ目は追い払い対策であります。防いでも近づいてくる動物に対して花火やモデルガンなどの脅威を与えて、人間が怖いと学習させること。3つ目は捕獲対策であります。それでも人間の生活圏内に侵入する悪質な個体を捕獲するというであります。

さて、今年度から本格運用しておりますニホンザル出没情報閲覧システム、通称「サルイチ」につきましては、この2つ目の追い払い対策に関わり導入したものでございます。

これは、月曜から金曜まで調査員が町内を見回りまして、猿の群れを発見したら、その都度位置情報としてシステムに記入する。その情報が受信登録した方のスマートフォン等に届き、インターネットを通じて地図上で群れの位置が確認できるというものでございます。また、過去の情報も併せて確認できるので、猿の移動履歴が分かるわけでございます。

こういった情報を参考にいただき、猿が出没した際に確実に追い払いをしていただくことを目指したものでございます。現在の受信登録数は33件ですので、まだ現状としては登録数、つまりシステム閲覧者をもっと増やしていく、そういう段階かと考えております。

追い払いの効果についてでございますが、集落単位の追い払いは行われておりません。多くは侵入防止対策として防止柵の設置が中心となっております。一部の区や農業者団体が追い払い資材を購入しておりますが、数件であります。

追い払い対策というのは1人や2人でやっても効果が上がりません。追い払いがうまくいっている地域では、必ず複数の住民が協力して徹底した追い払いを行っております。今後はそういった組織的な追い払い活動ができるように、体制整備も含めて支援が必要かと考えております。ただ、実際追い払いを行っていただくのは地域の住民の皆さんですので、自分の農地や地域は自分たちで守っていくんだという意識の醸成も必要であると考えております。

よく他の市町で銃器を使って追い払いをしていた、伊根町もできないか、そういうご相談を受けて、やりましょう。猟友会にお願いし役場の職員も手伝って、住民の皆さんも参加してやりましょう。そう言っておったんですけども、住民さん参加されませんでした。できませんでした。そういうこともございます。そういう意識の醸成も必要であると考えております。

続いて、猿を全頭捕獲し山奥で飼育してはとのご提案でございますが、これにつきましては法令に照らしても、実務を想定しても全く不可能でございます。

前提として、猿はイノシシや鹿といった狩猟対象の獣ではなく保護獣に分類されます。それでも、人間の生活環境に依存する悪質な個体は鳥獣保護管理法に基づき有害鳥獣捕獲ができます。さらに個体数が増え過ぎて被害の程度も大きくなってくると、京都府の鳥獣保護事業計画に基づく、群れごとの捕獲ができます。ただし、この群れごとの捕獲については個体数調整といいますが、猿の生態調査や被害調査に基づいた個体数調整計画を作成し京都府と協議し許可をもらわないと実施できないものがございます。

現在、伊根町ではこの個体数調整計画に基づいて、町内には5つの群れがありますが、その群れごとに捕獲を行っております。ただ、京都府からの許可内容は全頭捕ってよい群れと一部捕獲にとどまるものがございますので、それは許可内容に基づいた捕獲を行っております。

いずれにしましても、伊根町は法令の制限の中で最大限可能な手法により捕獲に努めております。伊根町中の猿を全頭捕獲ということは、これはできません。

また、よしんばできたとしても、何のために山奥でそれを飼育するんですかね。そんなことはとても考えられないわけでありまして。

耕作放棄地対策でございますが、過疎、高齢が進み農家数も減っていく中で耕作地が減っていくことは、一定やむを得ない現実でございます。耕作放棄地が野生動物増加の温床になっていることも否定できませんので、増加の抑制は必要であるとの認識をしております。

そういう中で、伊根町内の多くの集落では、農業を中心とした将来を考える「京力農場プラン」を作成し話合いが行われております。

また、中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、集落景観維持の取組を行っている地域もございます。

残す農地と諦める農地の線引きをしっかりとし、残すほうへの取組支援をしっかりと行うことが必要であると考えております。

また、町外の団体から、荒れ地を再生し農地やビオトープとして利用できないか、そういった取組に協力したいという申出があったりもいたしますが、肝腎なのはその再生整備する地域の住民も同じ思いかどうかという点ではないかと思っております。いずれにしましても、今ある制度の中で何らかの支援が可能かもしれませんので、地域の皆さんが思い立たれたらばご相談をいただければと思っております。

私もかねてよりビオトープについては推奨をしております、どうかなということを考えております。本庄に入っていく途中ですね、道路脇に耕作放棄地がたくさんございます。新井の棚田もあります。字の小学校の近辺にもございます。そういったところに重機を入れて掘り返して一定の整備をする。そういうところを耕作まではできないまでも、水を張ってビオトープにしてはどうか、そういうことを考えておりますが、どうもなかなか賛同が得られないところでございます。

今申し上げましたように、農家の皆さん、地主の皆さん、住民の皆さん、また私の考えもいささか専門的に言えば無理なところがあるのかもしれませんが、これからも研究は続けていきたいと思っておりますけれども、こういう現状でございます。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 4番、中嶋章議員。

○4番（中嶋 章君） ありがとうございます。

住民目線から質問させていただいたんですけども、いろんな法律の問題、それぞれ難しい問題があるかと思うんですけども、個人で動物と付き合うというのはなかなか、特に野生動物なんかは人間の姿を見るともうすっと姿を消えて、また見えなくなるとすっと出てきたりと。もう、いたちごっこみたいなそういう形になっております。農作物を作っても、見かけたときは逃げるけれど



も、また隙を狙うて荒らしに来ると、そういうような形では本当に住民の立場からすれば、もう憎き敵みたいなそういう形になって、もっと付き合うようなことは私には不可能ではないかと。そういう大胆な考えをもって、法律の少しでも狙うところをこじ開けて生活のそういういろんな面で便利なことができないかなというように感じております。

耕作地の保全なんですけれども、都会から来た者にしては一口オーナーというんですか、季節季節にお越しいただいて、その間の土地をこちらのほうで管理するような、そういうやり方も一つの方法でないかと私は思っております。どうもありがとうございました。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 憎き有害鳥獣であります、言われるとおりであります。そうでありますから、個体数調整の計画には法規、法令の範囲内で最大限努力してまいります。そういう個体数調整の会議には我々とは感覚が違う、そんなこと言っちゃ悪いですね、必ず動物愛護協会の方が入られていて、そんなことしたらと言われるんですよ。そういう会議も経て、法規、法令の中で最大限頑張ってまいります。

また、本当に都会の方が来られて、1人1坪でもやって楽しまれるというのがあるんですけども、今、新井崎の棚田もなかなか難しい状況になっております。棚田の守る会をもうやめようとか、実働が地元の人間なんですよ、都会から来られる方は田植えしたり刈りに来たり、ご飯食べて楽しくやられたらよろしいんですけども、後を守るのは全部地元の人間なんです。その方は、苦勞と景観を守ったり地域の自然を守ったりすると兼ね合わせの中で葛藤されるわけです。その辺のところもご理解のほうをお願いしたい。我々のできる支援はしていきたいと思うんですけども、やめたと言われたら終わりです。その辺のところもご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして中嶋議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。50分まで休憩したいと思います。

休憩 10時34分

再開 10時48分

○議長（上辻 亨君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、消防団と防災体制についてを通告議題とし、和田議員の発言を許します。7番、和田義清議員。

○7番（和田義清君） それでは、消防団と防災体制について通告書に従い、私の一般質問をいたします。

現在、伊根町の消防団員数は条例定数156名に対しまして約140名が団員として所属し、矢木団長を筆頭に生業の傍ら地域の安心・安全を守るために日々防災活動に励んでいただいております。

この2年間は幸い台風等による水害を含めた大きな災害の発生はありませんでしたが、平成29年、30年の台風シーズンにおいては対策本部も設置され、頻りに水防団でもある消防団として週末の夜から朝方にかけて待機、出動する日々が多々ございました。当時を振り返りますと台風シーズンには消防団員として待機と出動が日常的なものと感じられ、台風による自然災害が当たり前の感覚となっていたことを思い出します。

実際に、本町唯一の二級河川である筒川の堤防は37年ぶりに決壊し、度重なる増水のたびに復旧工事は遅れ農地は被害を受け、集落によっては床上、床下浸水の被害を受けました。

堤防決壊の際には、自身も含め共に活動した数名の団員も被災の目に遭いながら消防団員として活動し、消防団による巡回で得た災害情報の共有の重要性と有用性、地域が災害により同時多発的に被災した前後の消防団の存在と活動の重要性を改めて深く学びました。と同時に、町役場の被災後の柔軟な被災者対応、地元住民をはじめとした関係者、各関係団体の方々からの復興支援、激励に対しましては、改めて深く感謝を申し上げます。

また、決壊した堤防の改修に関しましても、地元要望に沿った形の改修にご尽力していただきました関係者の皆様にも深く感謝を申し上げます。

さて、被災後の被災地域においては復旧を要する箇所は複数箇所確認されました。被災後は復旧業者も限られた中、安心・安全な住民生活を守ることを第一として緊急を要する箇所から復旧作業が行われました。地域住民の生活ラインである幹線道路、次にいつまた来るか分からない豪雨に備え、決壊し居住地域に水害をもたらす原因となった河川沿いの災害箇所等を優先的に復旧が進められたと記憶しております。

そんな状況下、氾濫、決壊した筒川河川及びその支流、筒川河川へと続く水路沿いの母屋が立ち並ぶ道路やその周辺は、浸水した跡がはっきりと後で認識できるほど微粒子の砂や泥がたまっていました。台風通過後は天気も回復し、また被災した被災者の方々も家の中の片づけが一段落し、家の周りや前の道路を清掃している時期もありました。家の周りや隣接する道路にたまった微粒子の砂や泥などは、湿っている状態は比較的撤去しやすいとはいえ、完全に撤去できるものではありませんでした。まだ気温の高い時期でもあり、浸水により湿った家の中を少しでも乾かそうと窓や扉を開放している方々も多く、洗濯物も外に出している住民の方々も多くいらっしやうと記憶しております。乾いた砂や泥は風に吹かれて舞い上がり周辺の地域住民の方からも、皆こんな状況だから言いにくいけど何とかしてもらえないだろうかという声も聞こえておりました。

本来なら管轄する機関を通し業者に委託するのが本筋なのですが、当時の被災後では恐らく業者も簡単には手配できず、手配できたとしても短期間のうちに撤去することは困難だったのではないかと思います。

そこで、地域住民でもある各消防団員に同様の箇所がないかを聞き取り、その中で住民生活に支障を来す道路、災害によって排水溝として機能していない側溝等の砂や泥の撤去を第2分団では取り組みました。それらの箇所は火災発生の際に迅速な消火活動に支障を来すおそれもあることから、担当を通じ団長の出動許可もいただいて出動はしておりました。このような体験を通じ、災害後の局面においても消防団の重要性をひしひしと感じたところであります。

しかし、当町に限らず全国的に見ましても消防団の現状は少子高齢化、人口減少の影響もあり、団員のサラリーマン化、高齢化、生活の多様化等により団員の確保も分団や部によっては困難になりつつあります。

反比例して、近年の自然災害等は同時多発的に発生することから被害も広範囲に及ぶことが多く、また、山火事等が発生し延焼面積が拡大した場合など、地方によっては消防団員の迅速な対応、役割がますます求められてくると予測されます。

現況、伊根町消防団の団員数においては、条例定数に対しての所属団員数は比較的、現況、良好であると思います。

しかしながら、現況の所属団員の年齢層と最近の新入団員数を見ると、将来的には確実に減少の一途をたどると予測されます。

先ほども述べましたが、分団や部、いわゆる地域によっては所属団員数に加え、年代間の開きも見られます。例えば、40歳から50歳代は比較的、年の順で団員が所属しているが、30歳代、20歳代になると極端に少なくなります。このような年代に開きがある所属団員構成になると、部や分団の存続はもちろんのこと、指揮できる後継者とその育成が困難になることが予測されます。

また、現行の条例では消防団員の資格は町内での在住、在勤となっておりますが、各家庭内事情や職場、職種により町外在住、在勤している町出身者の中には、伊根町消防団に入団、在籍し、いざというときには消防団活動に従事することを望んでおられる方もいらっしやいます。

加えて、50歳で定年を迎え退団されたOBの中にも、出身の部の団員数の減少を憂い、操法練習との訓練も含め有事の際の消防団活動に協力する意思を示されている方もいらっしやいます。

ちなみに、私の在住する区は消防団員を務め終わるとほとんどの方が自治消防団に入団され、消防団で培った郷土愛精神の下、地域の安心・安全を守るために有事の際は自治消防団員として活動されます。

実際に、過去発生した火災事案の際も、火災発見時からの初期消火を地元の消防団OBでもある自治消防団の方々によって迅速な初期消火活動が行われ、全焼や延焼が回避された後、続々と集結した消防団にその後速やかに消火活動が引き継がれるというパターンが多く見られたと記憶しております。

また、分団統合後の山林火災発生の際にも、不慣れな現場において現場状況等の説明、指揮への助言に対しても団員OBでもある自治消防団の存在は心強い存在でもありました。団員減少に予測させられる中においては、自治消防団と消防団との有事の際を想定しての合同訓練等も今後は必要ではないかなと思っております。

少し話がそれてしまいましたが、伊根町消防団については伊根町例規集第12編により消防団条例をはじめとした各種条例で定められております。

伊根町の防災体制の将来を見据え、町民の安心・安全を確保する防災体制を持続し、さらなる消防団員の確保をしていくためには、以上述べた観点を持って以下の4点を改善していく必要があると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

1点目は、消防団の任命条項を変更し、町長もしくは団長が認める町内在住、在勤以外の町外者も団員とすることについて。

2点目は、満50歳からの定年齢の引上げについて。

3点目は、報酬、費用弁償の増額について。

4点目は、消防団運営交付金の増額について。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まずもって、和田議員におかれましては、今限りで伊根町消防団をご退団ということでございます。大変長きにわたりまして消防団活動、大変ご苦労さまでした。本当にありがとうございました。

まず、現在の伊根町消防団員の条例定数でございますが、平成19年に「伊根町消防団分団再編成計画」を策定し保有機材の有効活用を図りながら、平成20年4月から7年をかけて現在の機材配置としてまいりました。

内訳は、ポンプ車配備の部は20名、小型動力ポンプ付積載車及び消防艇配備の部は15名、それに本部役員を加えました156名の定数としていただいております。今年度末の退団、次年度の入団のそれぞれの見込み数を加味した令和2年4月1日の消防団員見込み数は145名でございます。したがって、11名の不足が生じる見込みでございます。

先ほどご説明させていただきました各部の標準人員で考えますと、第2分団第1部で4名、第2分団第2部で1名、第3部で4名、第4部で5名と、第2分団全体では14名の欠員が生じているところでございます。第1分団につきましては逆に3名超過をしておりますので、トータル11名欠員となります。

このような状況下にあることも踏まえまして、ご質問にお答えをしたいと思います。

まず、「消防団員の任命条項を変更し、町長もしくは団長が認める在住、在勤以外の町外者も団員とすることについて」でございます。

消防団員任命の要件の1つといたしまして、伊根町消防団条例第3条第1号におきまして、「本町に居住し、又は勤務する者」と規定しておりますので、この要件の緩和ということかと存じます。

「居住」でありましたら夜間・休日に、「勤務する者」でありましたら平日昼間等、町内におられることが多く、災害発生時等に迅速な出動が可能であると考えます。その優位性のない団員を新たに任命する考えはございません。定員だけ充足しても意味はなく、日頃の訓練・資機材点検・災害出動がなされての消防団員と考えております。

また、第6条第2項におきまして、居住でも勤務する者でもない消防団員となれば、身分を失うと規定されております。しかしながら、こちらの規定につきましては、「数年の短期間で再度転入する見込みがある者で、平時の予防活動及び警防活動に精力的に参加する意思のある者は、1年間の猶予期間を設け、活動状況により判断するものとする。」、そのような取扱いを例外的に行っております。

なお、広範囲な山火事等で消防力が不足する場合におきましては、町消防団の全団出動をした後、丹後・中丹を範囲とした両丹都市消防相互応援協定、京都府下全市町村による京都府広域消防相互応援協定によりまして、応援の要請をさせていただくことになっております。

続きまして、「満50歳からの定年年齢の引上げ」についてでございます。

現状の50歳定年でいきますと、今後5年間で定年退職を迎える消防団員は24名に上ります。うち、1分団の定年13名は、現状でも定数を上回っておりますので新入団員で何とかできるものと考えますが、問題は第2分団でございます。定年11名でございます。現状でも定数を14名割っておりますので、仮に新入団員の入団がなかったとするならば5年後はマイナス25名、2分団定数68名に対し43名と大変厳しい状況になるわけでございます。

平成19年の分団再編成計画策定時におきましても、定年延長の話が上がっておりました。しかしながら、自衛消防・自主防災組織の担い手も必要だろうと据え置くこととされました。それから十数年が経過し状況も変わってきておりますので、検討を要する時期かと思っております。

定年の問題を検討する場合、重要なのは実際の消火活動、そしてそれを支える訓練において50歳を超える団員の存在をどうイメージするかであります。幹部職は別でございますけれどもね、単に定員を満たすことだけが目的では意味がないと思っております。日頃の消防団活動、また有事に際し、町民の安全・安心をしっかりと支える消防団員、消防団でなければならない。それらを踏まえた上で定年の問題は検討する必要があると思っております。

繰り返しになりますが、全体での定員の状況は11名の不足ですが、分団単位で見ますと第1分団では3名超過、第2分団では14名の欠員。したがって、特に検討が必要なのは第2分団の状況でございます。

消防団の意向を十二分に確認をいたしまして、機材・人員配置、また分団再編成や条例定数も含めて、定年延長問題を検討してまいりたいと存じております。そうでありませぬけれども、イの一番は消防団の意向でございます。でもです、和田議員さん、この時期に和田議員さんが定年問題を提唱されるのは、ちょっとやぶ蛇にならないかと心配をしております。

続きまして、「報酬、費用弁償の増額」についてでございます。

年間の団員報酬につきましては、京都府下市町村消防団の平均と比べまして、当町は全役職で平均を上回っております。また、地方交付税算定に用いる基礎数値におきましても、団員3万6,500円のところ3万8,000円、団長8万2,500円のところを24万5,000円と上回っております。

また、出勤手当につきましては、地方交付税算定に用いる基礎数値の額は、出勤1回当たり7,000円とされておりますが、当町の火災・災害出動においての出動手当は2,500円とさせていただきます。算定に用いる額の半分にも満たしていませんが、近隣市町の状況と比較いたしますと宮津市が2,500円。宮津市の場合2,500円といいますが、これ数に限りがあるんですね。ずっと出すんじゃなくて何回まではというやつですからね、ちょっとうちとは違いますね。与謝野町は2,200円、京丹後市が1,600円と低いわけではございません。

団員報酬及び費用弁償は、日頃の備えと出動のバランスの配分と考えておりますので、近隣市町等の状況を勘案しながら検討を続けてまいりたいと存じております。しかしながら、与謝野町さんはちょっと参考にならないのですわ。合併当時に一番高い岩滝町の、ごくごく数えた団員でございます。それを与謝野町全部に広げましたので、全国でも格段に高いものを使っておられますので、ちょっとそこは参考にならないかと思っております。

最後に、「消防団運営交付金の増額」についてでございます。

現在、消防団へ交付しております運営交付金といたしましては、本部等の運営費といたしまして団本部25万円、各分団本部1万円、各部1万円、福利厚生交付金といたしまして団員1人当たり3,500円、特別交付金といたしまして消防艇管理費分10万円、京都府操法大会出場分で出場分団へ10万円、年末警戒分で団本部、各分団本部、各部に5,000円、総額110万円前後を交付させていただいております。

これを団員1人当たりに換算いたしますと、おおむね6,500円程度の交付となります。近隣市町の状況を聞き取りましたところ、分団活動費・行事活動費・報償費等支出名目は様々でしたが、団員1人当たり交付額は、宮津市、京丹後市がおおむね2,000円、与謝野町が1万1,000円と大きな開きがございますけれども、当町は6,500円でございますのでおおむね中間といった金額設定になっております。

こういう状況でございますので増額の予定はございませんが、しかしながら、生業に励まれる中、当町の安心・安全のため献身的にご活動いただいております団員に報いるためにも、先ほどの報酬、費用弁償の件も含めまして、今後真摯に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 7番、和田義清議員。

○7番（和田義清君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

町長がおっしゃいましたように、いずれにしても消防団関係者からの聞き取り、意見調整が必要な案件になるかと予測しております。入念な調査と検証をしていただきまして、災害発生時や有事発生の際には引き続き郷土愛精神の下、消防団の方々とともに町民の生命、財産、安心・安全、暮らしが守れる防災体制の確立に我々も協力することを誓い、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして和田議員の一般質問を終わります。

最後に、空き施設の利活用についてを通告議題とし、松山議員の発言を許します。1番、松山議員。

○1番（松山義宗君） それでは通告書に従い、空き施設の利活用についてお伺いいたします。

近年、少子化が進むにつれ当該町において、2005年朝妻小学校を伊根小学校と統合し、空き校舎の利活用としてリユースショップを運営しております。

また、2014年に本庄中学校は伊根中学校と統合しましたが、校舎の利活用もないままの状態が続いております。旧本庄中学校校舎の管理は来年度草刈り業務のみとなっております。

平成27年第3回定例議会一般質問の回答の中で、建物は利用方法によっては補助金返還、あるいは耐震対策など問題点や検討課題が多くあり、校舎を使用することは困難との結論に至ったという答弁がございました。グラウンドについては補助金が投入されていないため自由度があり、農業者の意見を幅広く聞き、農業振興の拠点にできればとの答弁もございました。廃校施設利用検討委員会でも、解体やむなし、利活用の方策については地元とともに検討すべきとの結論に至ったことも承知しております。利活用などは要検討であり、解体を待つ負の遺産となっております。

一方で、観光活性化対策、定住促進の取組の事業は目覚ましく進展しております。新築、改築、改装は増えております。いずれも補助金や過疎債を賢く利用したもので行政側としても効果の出しやすいこととなっております。

新規事業に反対するものではありませんが、旧朝妻小学校はリユースショップに次ぐ利活用調査検討、旧本庄中学校校舎は解体後の利活用検討も必要です。即座にできるものではないことは十分に承知しておりますが、有効な補助金を利用できないとしても今後は整理についての決断も必要になるかと考えられますが、今後の利活用について、町長、それから本日が最後になるかもしれません教育長、どうか今後のビジョンをお伺いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、松山議員さんのご質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。教育長の分もまとめてお答えさせていただきたいと思っております。

空き施設の利活用についてのご質問でございますが、事前通告いただいた内容から「旧本庄中学校」に絞った回答をさせていただきます。

議員もご承知のとおり、本庄中学校は平成26年3月31日をもって閉校とし、伊根中学校と統合させていただきました。

閉校後、伊根中学校改築工事の工期の関係で、校舎は伊根中学校校舎として同年8月31日までは一時的に使用され、現伊根中学校校舎が使用できるようになった9月1日以降、本庄中学校施設の日常的使用はございません。

平成28年6月、廃校施設利活用検討委員会設置要綱を制定し、廃校となった本庄中学校の有効な利活用を検討するため、平成28年11月17日、伊根町教育長から「廃校施設の利活用について」の諮問を行い委員会で5回にわたる検討・協議がなされ、平成29年3月21日、廃校施設利活用検討委員会から伊根町教育長へ答申をいただいたところでございます。

検討委員会の結論は、「解体撤去し、更地にすることが妥当と判断」、「跡地の方策は地元と検討すべき」というものでございました。

「跡地の方策は地元と検討するべき」との答申に基づき、平成30年8月28日に本庄地区区長協議会と協議をさせていただきましたが、具体的な利活用の策を導き出すことができず、現在に至っております。この経緯は議員もご承知のとおりでございます。

では、本庄中学校をどうするのかということでございますが、検討委員会は、解体して更地にとの結論を出されました。

しかし、後の利活用の計画のない解体は町の単費で行うしかございません。大変大きな財政負担を伴うことになります。

現在、支障がないのであれば、「このまま」というのが私の今のところの判断でございます。このままの状態を置いておくことは気になりますが、活用方策が定まるとの解体ならば、これは事によっては支援いただけるメニューも考えられます。そのように運ぶのが最善ではないのかなどそのように考えているところでございます。

検討委員会の答申でも「跡地の方策は地元と検討するべき」との意見でございますので、区長協議会と話し合いの場を設けましたが良案は出されておられません。しかしながら、今後も地元の皆さんとの話し合いの場は設けてまいりたく思っております。

ビジョンはとのご質問でございますが、地域振興というものはその特色を生かすべきに思います。特色を生かしたものが成功しないと考えております。はっきり申し上げますが、本庄地区の特徴は農業であると、そのように私は考えております。

本庄中学校を利活用した農業振興のために何か良策はないものかと考えます。私の頭にあるもの、できるかできないかは別としてあくまでもアイデアベースのものを申し上げますと、地ビールならぬ地焼酎であります。

「日本で最も美しい村」連合のお仲間であります奈良県曾爾村では、村の水、特産の米を使ったオリジナルの焼酎を製造されております。製造者は、村の有志で設立された農事組合法人でございます。2016年に法人を設立、2018年に酒造免許を取得、この酒造免許の取得というのはかなりハードルが高いんですけれども、同年8月に初出荷、2020年には期間限定の工場見学、醸造体験ツアーを造成されるまでになっておられます。まさに1次産業の6次産業化、まちづくりのお手本でございます。

本庄の米と水、風土が育む米焼酎はいかがが。米は2等米以下で結構でございます。何なら赤米も混ぜまして、できれば薄ピンク、伊根満開ならぬ「水之江満開」、いやいや「滝さん満開」、いやいや「滝さん昇天」。どちらにいたしましても、このような事業は目があるのではないかと思っております。

また、エネ高のほうでご説明申し上げました、あの補助金はすべからく通りますと、水産加工の話はございます。体育館を使つての陸上養殖というのも、これも可能性は大きいのではないかとそのように思っております。

しかしながら、大事なことは地元や農業者の思いであります。地元、または有志が中心になって自分たちで地域の強みを生かして何かをやりたいとご提案いただければ、空き施設の利活用は見えてくるのではないかと思っております。

繰り返しになりますが、廃校施設利活用検討委員会の結論は、「跡地の方策は地元と検討するべき」であります。本庄中学校の利活用は町主導で何かをやるというのではなく、地元がやりたいことを支援すると、そういう形でいかないと成功しないのではないかと思っております。空き施設を利用するために、また事業をはだてますとそれこそ負の遺産になりかねないと思っております。

最後ですけれども、松山議員さんはどうしたらいいんだとか、こういうビジョンはどうだというそういうものがお持ちでございましたら、検討委員会の結論を尊重の上ご提案いただければ、ありがたく拝聴させていただきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして松山議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 議案第24号

○議長（上辻 亨君） 日程第3、議案第24号 第6次伊根町総合計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第24号 第6次伊根町総合計画について。

令和2年度から10か年の本町の長期的な展望と計画的なまちづくりの指針を示す基本的な構想について、伊根町総合計画策定条例第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 議案第24号 第6次伊根町総合計画についての説明（担当課長説明記載省略）

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 第6次伊根町総合計画についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第4 議案第25号

○議長（上辻 亨君） 日程第4、議案第25号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第25号 教育委員会教育長の任命について。

現職の教育長の3月31日付辞職に伴い、新たに教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。教育長に岩佐好正氏を任命しようとするものでございます。

人事案件でございまして、担当課長等から細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお祈りを申し上げます。

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） 1点ちょっとお聞かせ願いたい点がございまして、本教育委員会の教育委員長ということで、最高責任者の方の住所は町外にある場合、昨今の新型コロナウイルス対策、また一昨年豪雨等の自然災害を鑑みますと住民としては不安を感じ、できれば町内に居住していたくのが良好ではないかなというふうに考えております。

また近年、新規採用の職員についても居住地の選択肢に伊根町を入れていただくことをお願いしているとお聞きしております。もちろん一般職、特別職に限らず、職員に対して一律に居住地を制限することは憲法第22条で保障されております居住の自由の観点からも困難であることは理解しておりますが、当案件のこの点についてどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 和田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

確かに伊根町の教育長でございますので、たしか住所とか住んでいるところでどうですかね、業務に支障を来すということは、それは多分ないと思います。しかしながら、伊根町の教育長でございますので当然伊根町民として在勤いただきたい、その旨は確かに強制はできないのでありますけれども、その旨お伝えをしております。特段の今、諸事情を勘案されておられると思うんですけれども、特段の事由がない限りは何とかしていただけるのではないかとそのように思っております。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） ほかに質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第25号 教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第5 議案第1号

○議長(上辻 亨君) 日程第5、議案第1号 令和2年度伊根町一般会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。2番、佐戸議員。

○2番(佐戸仁志君) 議案第1号 令和2年度伊根町一般会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。

令和2年度伊根町一般会計は30億3,200万円、昨年度と比較し1.8%の減、5,600万円の減額予算となりました。減額となった要因として防災行政無線設備管理運用費のハードの配布が終わり、委託料、屋外拡声局の再整備となったこと、建設中であった宮津与謝環境組合ごみ処理施設が4月より全量受入れとなり完成したことによるものと思われま

す。昨年度よりは減額になったとはいえ、情報発信事業、防災行政無線設備管理運用費は合わせて3,000万円を超える事業であり、各地区、各団体から運用に対し様々な意見がござい

ますが、一部の人だけが便利なものとして利用することなく老若男女、特に老人が便利に利用できるよう行政の努力が必要ではないかと思うところであります。

例えば、買物支援、独居老人の生存確認、福祉有償運送の予約、診療所の予約などなど、役場対個人で使える一対一のサービスができるアイテムだと思っていますので庁舎内で知恵を絞り活用していただきたい。

住宅改修補助金は今年度をもって終了いたします。100万円に対し20万円の補助金が頂けるという大変ありがたく、多くの住宅の接続が終わった伊根地区漁業集落排水事業の早期の進捗に貢献したものと思われま

す。町内未使用の方も多くおられるとお聞きしますので、様々な方法で広報していただきたいと思っております。

伊根平田地区で持ち主より寄贈され、家屋裏を増購入された土地は子供の教育のために利用したいとお聞きいたしました。この土地の購入で様々なことが変化する、大変期待しております。

再生可能エネルギー導入可能性調査事業は国・府100%の補助事業とはいえ、多額の費用を投入し調査されるとお聞きしております。再生可能エネルギーとして伊根町所有の泉源の熱を何かに利用できるか楽しみであり、新しい産業、職場ができるのではと期待しております。

伊根漁港海岸保全施設整備事業は本年度も1億円以上の予算をつけていただき平田地区、高梨地区へと移行し、残り2地区となり早期完成を望みます。

最後に吉本町長就任以来、頑張ってこられた観光政策が新型コロナウイルス肺炎の影響をもろに受けそうであります。私は9年前の東日本大震災時の資材不足による不景気を会社経営者として経験しています。今回は前回とは全然違います。先が見えない、これから先がどうなるのだろうというような不安が多々あります。そんな世の中の中で近年増えつつあった中国、ヨーロッパ、世界中からのインバウンド客はゼロとなると思われま

す。国内の旅行者も減ると予想されています。増えつつあった開業支援事業補助金を使った民泊の開業、多くの方が利用するようになった200円バス、地方バス路線維持費補助金、平田バス停の移設・移転、滞在型体験観光まちづくり事業で観光協会に支払う施設管理業務費に見合う集客があるかどうか。同じく大西駐車場、七面山下駐車場、伊根浦公園駐車場の維持管理費、舟屋の里、舟屋日和、舟屋食堂、水の江里などなど、数多くの問題が起きるのは明らかであります。

庁舎2階の空調機の設置、一般会計ではありませんが、本庄診療所の空調機の入替え、第4回補正



予算の中であった両小学校の空調機の取替えは資材不足などで大きな影響を受けるものと思われます。

何より影響を受けるであろう観光関係業者、日本全国の不況により採っても価格の上昇しない農業者、漁業者の支援が必要になるのではと思われます。

もちろん、町内で新型コロナウイルスを発生させないのは当然ですが、国・府と協力し支援していただきたいことを付け加え、私の賛成討論といたします。

○議長（上辻 亨君） ほかに討論はありませんか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは私は、議案第1号 令和2年度伊根町一般会計予算案に賛成の立場で、議員団を代表して討論に参加をいたします。

さて、本予算は平成31年度対比5,600万円の減額、増減率マイナス1.8%で端的に言うならば、これまで進めてきた観光施設整備が一段落し、広域ごみ処理施設の負担金がピークを迎え、災害復旧も一段落した中で次年度以降に備える落ち着いた予算と言えるかと思っています。

それでは、各事業について、その一部について個別に意見を申し上げます。

情報発信事業では、いねばんが本格的運用をされます。伊根町の高齢化率47.14%となっていることなどから確実に情報が町民に伝わるのかどうか不安なところもあります。使用状況について調査を行い十分把握する体制を取っていただきたいと思います。防災タブレットの応用として多くのことができる可能性もあります。十分研究をされ最大限活用、運用されることを期待しております。

農業分野では、今後さらに不在地主の増加や空き農地が増えてくると予想される中で若い方々が張り合いを持って農業をできるような基盤の整備と支援の充実、「京力農場プラン」の策定支援など今後も期待をしているところであります。地球温暖化の影響で夏の高温が米の食味に大きく影響をし、米の品質、食味、価格などでの産地間競争が激化をしている中で大きな不安がございます。良食味の丹後米としてだけではなく、伊根米としてのブランドを力をつける検討も必要かと思っています。町独自の支援も含め、農村集落の維持、発展のために引き続きご尽力いただきたいと思っております。

有害鳥獣対策では、研究機関と連携をしながら獣害のない安心して農業が営める環境づくりを進めていただきたいと思っております。猿の捕獲も一部進みましたが、感覚として小集団で長期間居座るようなものが増えているように思っております。猿の位置情報ソフト「サルイチ」の普及拡大と共に、群れと被害の正確な把握で個体数調整の必要性を京都府に数字でもって力強く訴えるようにすることが大切であります。その上で徹底的に個体数調整に打って出ることを期待しております。農家や高齢者が有害鳥獣に頭を悩まされずに農業経営と自家野菜作りを楽しむ時代を復活ができればと思っています。お年寄りが元気な村は活気が違います。お年寄りが家庭菜園ができ生産物が販売ができ小遣いになり、また農産物品評会でも行えるようになれば、町が大きく変わってくると思っております。農業振興と共に高齢者の健康と生きがい、高齢者福祉の一環としても重要なことだと思っています。

町道改良事業では、町民要望の高い生活関連道の改良が図られ、さらに進捗することを期待するところであります。

伊根バスについては昨年度より無料にしておりますが、デマンド型乗合タクシーの方式についても十分検討して町民の足確保をお願いしたいと思っております。

再生可能エネルギー導入可能性調査事業では、再生可能エネルギーへの転化の必然性からぜひモデルとなるような調査計画を検討していただきたく思います。

教育の無償化事業、大学生らへの奨学金制度は伊根で生活する保護者への大きな応援となり、子供は地域の宝という視点で全国に伊根町の姿勢を発信しているところは意義があることであり、大きく評価するところでございます。

最後に、小さな自治体のよさを生かし小さくても元気で誇りあるまちづくりを目指し、町民との対話を重視をし、町民の理解を求めながら伊根町に生活する町民を大いに激励するならば、町民に未来への展望を与えることができます。町民の暮らしと命を守る立場で一層のご努力をいただくことを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（上辻 亨君） ほかに討論はありませんか。4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 令和2年度当初予算について無所属の立場から賛成の討論を述べます。

これまでの行政無線の聞き逃し等の弱点を補う防災タブレットが全戸配布されました。この行政情報発信事業はこれからの運用に大いに期待するものであります。いねばんも4月より本格運用されます。町民の暮らしの利便性に結びつく情報が誰でも分かりやすく工夫した発信を望むものであります。特に、災害等発生が予想される際には、命に関わる防災情報について速やかに全ての町民に正確に届くよう運用されるようお願いいたします。

継続事業である再生可能エネルギー導入可能性調査事業では、新たに生み出される電力が地域交通などの生活の利便性につながる事業として、また将来の地域雇用に結びつく調査事業としての期待をしております。

学校教育では、教育費の無償化の継続とICT環境を整備し、タブレット端末機、電子黒板等を用いての授業は、都会から離れた地域で先進的な教育を取り入れるのは将来の学校教育を見据えた事業として評価いたします。生徒さんたちの学力向上を期待するものであります。

観光まちづくりに重点を置く本町は、今般の新型コロナ感染の影響で国内外からの観光客の減少が予測され、観光関連事業者には大変厳しい経営が予想されます。中小企業対策で、事業者に状況に応じた機動的な支援をお願いしたいと思います。

町民全てが安心して暮らすことができ、希望あふれる伊根町に結びつく当初予算の構成であると評価し、賛成の討論といたします。

○議長（上辻 亨君） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 令和2年度伊根町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 11時52分

再開 12時58分

○議長（上辻 亨君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎ 日程第6 議案第2号

○議長（上辻 亨君） 日程第6、議案第2号 令和2年度伊根町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声がありますが、これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 令和2年度伊根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第7 議案第3号

○議長（上辻 亨君） 日程第7、議案第3号 令和2年度伊根町簡易水道特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声がありますが、これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 令和2年度伊根町簡易水道特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第4号

○議長（上辻 亨君） 日程第8、議案第4号 令和2年度伊根町下水道事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声がありますが、これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和2年度伊根町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第5号

○議長（上辻 亨君） 日程第9、議案第5号 令和2年度伊根町財産区特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声がありますが、これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和2年度伊根町財産区特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第6号

○議長（上辻 亨君） 日程第10、議案第6号 令和2年度伊根町介護保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声がありますが、これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和2年度伊根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第7号

○議長（上辻 亨君） 日程第11、議案第7号 令和2年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声がありますが、これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和2年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第8号

○議長（上辻 亨君） 日程第12、議案第8号 令和2年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声がありますが、これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和2年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案

は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 意見書案第1号

○議長（上辻 亨君） 日程第13、意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議員派遣

○議長（上辻 亨君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

◎ 日程第15 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（上辻 亨君） 日程第15、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

◎ 閉 会

○議長（上辻 亨君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第1回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

上程された令和2年度当初予算をはじめとした全ての案件について、慎重審議の上、可決をいただき、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には議会運営に格別なるご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

いよいよ来月から令和2年度がスタートいたします。理事者をはじめ幹部職員におかれましてはご自愛いただき、町政運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。閉会のご挨拶いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 13時07分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員